

平成 29年 2月 1日  
堺市立総合医療センター  
薬剤・技術局 石坂 敏彦  
薬剤科 安井 友佳子

## 院外保険薬局からの疑義照会の対応について

厚労省は医療スタッフ間の連携を推進\*しており、現在、多くの病院では、下記に示した疑義照会について、予め医師と薬剤師が協議のうえ病院内での対応を決め、地域薬剤師会または各保険薬局との合意のもと薬剤師の裁量にて変更を行っています。

そこで、当院においても、医師の診療時間の確保と患者の投薬までの待ち時間の軽減、さらに適正使用の推進に寄与できると考え、下記の運用方法で実施させていただきます。

### \*厚労省による医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について（抜粋）

（平成22年4月30日医政発0430第1号）

各医療スタッフの専門性を十分に活用して、患者・家族とともに質の高い医療を実現するためには、各医療スタッフがチームとして目的と情報を共有した上で、医師等による包括的指示を活用し、各医療スタッフの専門性に積極的に委ねるとともに、医療スタッフ間の連携・補完を一層進めることが重要である。

① 薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダについて、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコールに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師等と協働して実施すること。

### 運用方法

下記に事項について保険薬局薬剤師が患者の同意が得られた場合には、原則として、所定の様式 FAX にて当院薬剤科へ連絡する。当院薬剤師は、所定の形式にて電子カルテまたは付箋に変更の旨を記載する。尚、下記以外の項目については今まで通りとする。

1. 同一成分の銘柄変更（但し、変更不可処方の場合は除く）
2. 剤形の変更（但し、変更不可処方の場合は除く）
3. 別規格への変更（10mg 2T を 20mg 1T へ）
4. 外用薬の取り決め範囲内の規格変更（5g 2本を 10g 1本）
5. 無料で行う一包化調剤
6. 無料で行う半錠、粉碎、混合等（有効性や品質が担保できる場合）
7. 残薬調整等に伴う処方日数の変更（処方日数または回数の短縮）
8. 明らかな用法の間違い変更、追記（食前薬の食後投与指示、外用剤の用法不備）

### 保険薬局との合意

堺市立総合医療センター院外処方せんに係わる薬剤師法第23条第2項の取り扱いについて、当院院外処方せんを取り扱う保険薬局と合意書を交わす。

以上